

改 正 後	改 正 前
<p>規則第4条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第2項の「人事院が定める場合」は、職員が当該官署に勤務することとなった日前1年以内の当該官署に在勤していた期間の末日において当該官署が特地方官署又は準特地方官署に該当していた場合であって、同日において当該職員が特地方勤務手当に準ずる手当を受けていたとき(同日において当該職員がこの条の第4項又は規則第5条第4項の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を受けていなかった場合にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に同日において特地方勤務手当に準ずる手当を受けることとなる)とし、この条の第2項の「人事院が定める日」は、当該職員がその勤務することとなった日の直前に受けていた特地方勤務手当に準ずる手当(同日前の直近の特地方官署又は準特地方官署に在勤していた期間(当該期間の全期間においてこの条の第1項又は規則第5条第3項の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を受けていなかった場合にあつては、当該在勤していた期間前の直近の特地方官署又は準特地方官署に在勤していた期間)の全期間においてこの条の第4項又は規則第5条第4項の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を受けていなかった場合にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に当該在勤していた期間に受けることとなる特地方勤務手当に準ずる手当)に係るこの条の第2項に規定する日とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>規則第4条関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この条の第2項の「人事院が定める場合」は、職員が当該官署に勤務することとなった日前1年以内の当該官署に在勤していた期間の末日において当該官署が特地方官署又は準特地方官署に該当していた場合であって、同日において当該職員が特地方勤務手当に準ずる手当を受けていたとき(同日において当該職員がこの条の第5項又は規則第5条第4項の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を受けていなかった場合にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に同日において特地方勤務手当に準ずる手当を受けることとなる)とし、この条の第2項の「人事院が定める日」は、当該職員がその勤務することとなった日の直前に受けていた特地方勤務手当に準ずる手当(同日前の直近の特地方官署又は準特地方官署に在勤していた期間(当該期間の全期間においてこの条の第1項又は規則第5条第3項の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を受けていなかった場合にあつては、当該在勤していた期間前の直近の特地方官署又は準特地方官署に在勤していた期間)の全期間においてこの条の第5項又は規則第5条第4項の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を受けていなかった場合にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に当該在勤していた期間に受けることとなる特地方勤務手当に準ずる手当)に係るこの条の第2項に規定する日とする。</p> <p>3 (同左)</p>